

11月の相談日です。

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。

そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。

秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、まずは相談してみてもいいですか。



一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。
弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分に対応します。
相談時には、参考となる書類などを持参してください。
なお、市内在住者のみ事前予約が可能です。

期日 ①11月6日(木)・②20日(木)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 下記期間に電話で受け付け
①10月17日(木)～11月5日(木)
②11月7日(木)～11月19日(木)
☎市民相談センター ☎230088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。
期日 11月13日(木)・27日(木)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00
☎ライフサポートセンターしずおか
しだはい事務所 ☎054(646)6055

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:15～16:00
会場 さざんか
☎家庭児童相談室 ☎230083

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会島田支部へ相談者による事前予約が必要です。
期日 11月20日(木)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
☎東海税理士会島田支部 ☎0547376575

行政相談

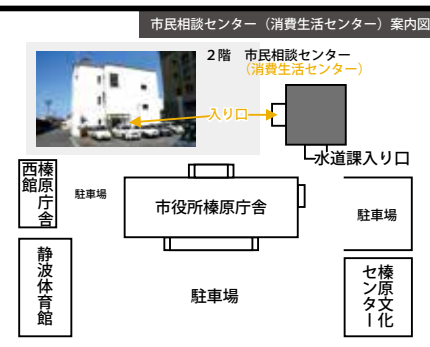
行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。
期日 11月6日(木)・20日(木)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。
期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く。
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 さざんか
☎長寿介護課 ☎230076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。
期日 11月15日(金)
時間 13:30～16:00
会場 相良庁舎
☎地域包括支援センターさがら ☎31900



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

募集

AEDを所有している事業者の皆さんはぜひご協力ください
AED地域貸出協力施設を募集します

問い合わせ 健康推進課 加藤 ☎(23) 0028

AED地域貸出協力制度とは

地域住民の皆さんが万が一、心肺停止状態に陥ったときすぐにAEDを利用できるよう、市内で所有している事業所と市が貸出協定を締結し、公表する制度です。現在、市内18事業所が登録しています。



市内公共施設などに設置しているAED。プライバシー保護のため被せて使う三角巾を同梱

※登録事業所のAED貸出によって電極パッドを使用した場合、その交換費用は市が負担します。

申込方法

ご協力いただける場合は、事業所名、住所、連絡先を電話にてご連絡ください。

連絡先 健康推進課 地域医療係
☎0548(23)0028

AED設置場所について

市内のAED設置場所を地図上で検索できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ホームページ



AED貸出協力事業所はこの看板が目印

子育て

10月は「里親月間」です
里親になりませんか

問い合わせ 福祉相談課 田中 ☎(23) 0086

さまざまな事情によって家庭で養育されることが難しい子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する人のことを「里親」といいます。

里親になるには

子どもの養育について、理解と熱意を持ち、豊かな愛情をもっていることが何よりも大切です。また、県が実施する研修を修了すること、経済的に困窮していないこと、などの要件を満たす必要があります。

里親の種類

- ▼養育里親 家庭に戻れるまで、または自立できるまで子どもを養育する里親
- ▼専門里親 虐待を受けた子どもや障がいのある子どもを、経験と専門知識を生かし養育する里親
- ▼親族里親 子どもの扶養義務者で、親の死亡や行方不明などの事情により養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親
- ▼養子縁組里親 養子縁組により

里親になったら

- ▼児童相談所が面会や交流を繰り返した上で、養育をお願いする子どもを決定します。
- ▼子どもの養育をお願いしている間は、養育に必要な経費(生活費や教育費など)が公費で支給されます。
- ▼子育ての悩みや不安には、児童相談所や児童家庭支援センターなどが相談に応じます。

子どもたちは、温かい家庭生活を提供してくれる里親を求めています。子どもたちの明るい未来のため、里親に興味がある人はぜひご連絡ください。

- 「里親の申し込み」
- ▼市福祉相談課(こども家庭係) ☎(23) 0086
- ▼静岡県中央児童相談所 ☎054(646)3570
- ▼静岡県中央児童相談所 ☎054(646)3570
- ▼児童家庭支援センターはるかぜ ☎054(656)3456